

## 大規模なものとして消防長が別に定める要件

平成26年 8月 1日

八幡浜地区施設事務組合告示第7号

八幡浜地区施設事務組合火災予防条例（昭和59年3月31日条例第3号）第4条の2の規定に基づく、大規模なものとして消防長が別に定める要件を次のとおり定める。

### 記

- 1 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として、一日当たり10万人以上の人出が予想され、かつ、主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超えるもの
- 2 1に準ずる規模であると消防長が認めるもの

### 附 則

この告示は、平成26年8月1日から施行する。